

埼玉県男女共同参画審議会答申

埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画について

令和6年1月31日

埼玉県男女共同参画審議会

## <目 次>

第1 計画の基本的な考え方 .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画における施策の対象者 .....	2
4 計画の期間 .....	2
5 計画の目標 .....	2
6 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制 .....	2
第2 本県における困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題 .....	8
1 支援機関による対応状況 .....	8
2 市町村・民間団体の状況 .....	13
3 課題 .....	14
第3 計画の体系 .....	17
第4 計画の推進指標 .....	19
第5 計画の内容 .....	20
<b>基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援</b> .....	20
1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成 .....	20
2 アウトリーチなどによる早期の把握 .....	22
3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供 .....	23
4 相談支援の充実 .....	23
5 一時保護の充実 .....	25
6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援 .....	27
7 日常生活の回復の支援 .....	28
8 同伴児童などへの支援 .....	28

9	支援対象者に寄り添った自立支援 .....	30
10	地域での生活再建を支えるアフターケアの推進 .....	32
基本目標Ⅱ	困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 .....	33
1	支援の中核機関の機能強化 .....	33
2	民間団体との連携・協働の推進 .....	34
3	関係機関との連携体制の充実 .....	35
第6	計画の推進体制 .....	36
1	総合的な基本計画の推進 .....	36
2	県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター及び女性自立支援施設）による支援の推進 .....	36
3	市町村における推進体制の整備への支援 .....	36
4	庁内外の関係機関との連携 .....	37
	（参考資料）主な関係機関の支援ネットワーク .....	38

## 第1 計画の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

女性の抱える困難な問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立しました。また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

### 2 計画の位置付け

- (1) 法第8条第1項に基づき策定する本県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (2) 「埼玉県男女共同参画基本計画<sup>1</sup>」の下位計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県男女共同参画審議会からの答申を受け、県が市町村、民間団体及び関係機関と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。

---

<sup>1</sup> 本県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、本県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。

### 3 計画における施策の対象者

法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。）を対象としています。

### 4 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

### 5 計画の目標

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現

### 6 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制

#### （1）県と市町村の役割

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、それぞれが適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要となります。

#### ア 県の役割

- ・ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- ・ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難

な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。

- ・ 広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進します。

#### イ 市町村の役割

- ・ 支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・ 必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行います。
- ・ 基本計画の策定や女性相談支援員の配置に努めます。
- ・ 当該市町村内における困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

### (2) 支援に関わる関係機関の役割

#### ア 女性相談支援センター

旧売春防止法において規定される「婦人相談所」が前身となります。法における女性相談支援センターは、次の業務を行います。

県では、県婦人相談センターを統合した県男女共同参画推進センター（以下「県男女共同参画推進センター」という）を県の女性相談支援センターとして位置付けます。

- ・ 支援対象者の立場に立った相談対応や相談を行う機関の紹介
- ・ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・ 支援対象者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- ・ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整  
その他の援助

なお、県の女性相談支援センター（一時保護施設）においては法による業務に加え、次の業務を行います。

- ・ 自立の促進のための支援
- ・ 退所者の相談援助
- ・ 入所者が同伴した児童<sup>2</sup>に対する学習及び生活支援

#### イ 女性相談支援員

旧売春防止法において規定される「婦人相談員」が前身となります。都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとされています。

なお、女性相談支援員が配置されていない市町村においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行います。

法における女性相談支援員は、次の業務を行います。

- ・ 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
- ・ 必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施
- ・ 最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと
- ・ 児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して各種手続に関する支援等を実施することにより、支援対象者を適切な支援につなげること

<sup>2</sup> 本計画では児童福祉法第4条第1項を踏まえ、満18歳に満たない者をいう。

## ウ 女性自立支援施設

旧売春防止法において規定される「婦人保護施設」が前身となります。法における女性自立支援施設は、次の業務を行います。

県では、県男女共同参画推進センターを県の女性自立支援施設として位置付けます。

- ・ 入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施
- ・ 入所者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ・ 自立の促進のための生活支援
- ・ 退所者の相談その他の援助
- ・ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

## エ 民間団体

法第13条において都道府県が民間団体と協働して支援を行うことや、市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されています。

民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で重要となります。県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行います。

- ・ 訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施

## オ その他関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題など多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であると思われ、さらに一人の女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されます。

そのため、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携を図っていくとともに、地方公共団体は、下記の各種関係機関の間で十分な連携を図られるよう配慮をしていく必要があります。



(支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関)

県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター・女性自立支援施設）、女性相談支援員、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター<sup>3</sup>、都道府県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、社会福祉協議会、民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者等

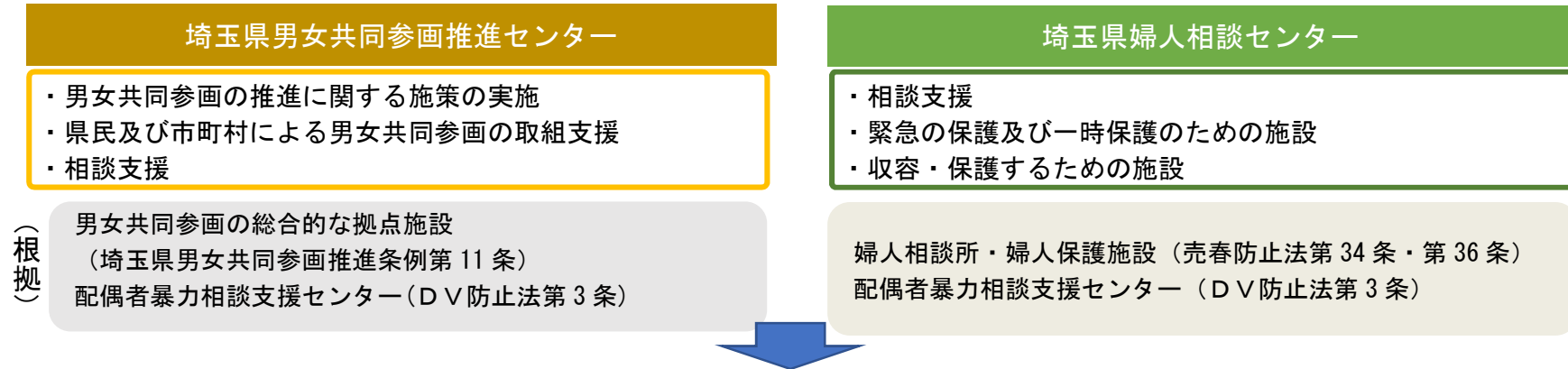
---

<sup>3</sup> 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）付けられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。  
①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。  
なお、DVは「ドメスティック・バイオレンス」の略語。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

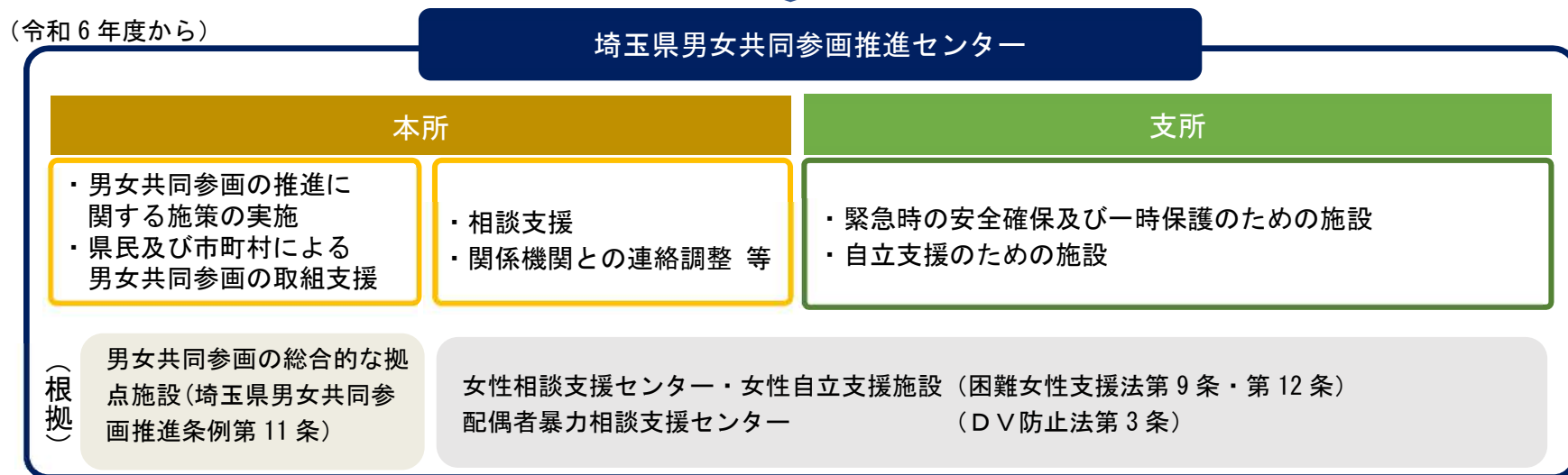
<参考：埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合>

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、令和6年4月より埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化。

(令和5年度まで)



(令和6年度から)



## 第2 本県における困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題

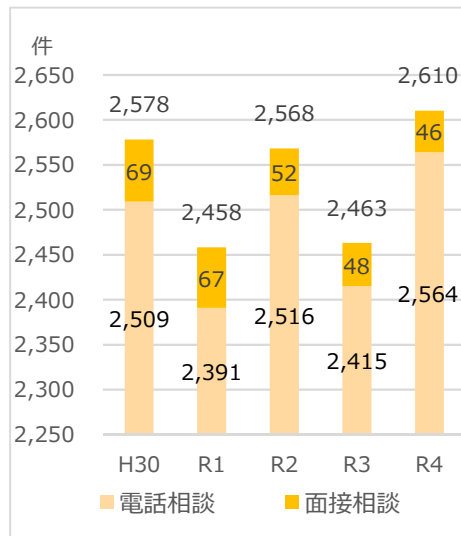
### 1 支援機関による対応状況

#### (1) 県婦人相談センターの利用者の状況

##### ア 相談の状況

県婦人相談センターで受け付けた相談件数の推移は、2,500件前後となっています。令和4年度の主訴別相談の受付状況は、夫等の暴力（DV）が66.2%と最も多くなっています。

<表1 県婦人相談センターの相談件数の推移>



<表2 県婦人相談センターの主訴別相談の受付状況>

		人間関係														住居問題	帰宅先なし	経済的問題	医療的問題		売春防止法5条違反	人身取引被害	合計
		夫等				子ども			親族			その他の者の暴力	男女関係	その他	精神的問題				病気・妊娠など				
		夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他												
R4	件数(件)	1,727	1	31	43	37	4	14	110	30	48	63	112	28	29	2	29	17	266	19	0	0	2,610
R4	割合(%)	66.2	0	1.2	1.6	1.4	0.2	0.5	4.2	1.1	1.8	2.4	4.3	1.1	1.1	0.1	1.1	0.7	10.2	0.7	0	0	100
R3	件数(件)	1,532	7	52	92	30	0	11	99	23	11	51	115	16	8	2	22	26	342	24	0	0	2,463
R3	割合(%)	62.2	0.3	2.1	3.7	1.2	0	0.4	4.0	0.9	0.4	2.1	4.7	0.6	0.3	0.1	0.9	1.1	13.9	1.0	0	0	100

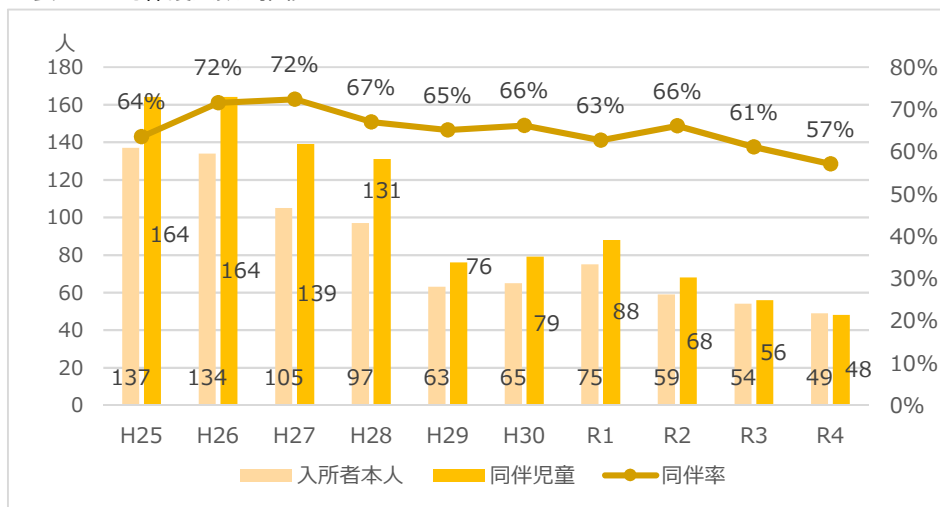
資料：県婦人相談センター調べ（表1～表2）

## イ 一時保護の状況

県婦人相談センターにおける一時保護人数の状況は、入所者の様々な事情により、必要に応じて県内外の民間シェルター<sup>4</sup>や社会福祉施設への一時保護委託や、他都県の保護施設との広域相互利用なども活用していますが、減少傾向にあります。

令和4年度における一時保護人数は49人で、同伴児童は48人となっており、入所者のうち同伴児童がいる方の割合である同伴率は57.1%となっています。また、年代別では20代~30代の入所者が多くなっています。令和4年度の主訴別一時保護の状況は、夫等の暴力（DV）によるものが77.6%と最も多くなっています。

<表3 一時保護人数の推移>



<表4 年代別一時保護の状況>

		18歳~19歳	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
R4	人数	3	16	12	9	7	2	49
	割合	6.1%	32.7%	24.5%	18.4%	14.3%	4.1%	100.0%
R3	人数	1	14	17	8	7	7	54
	割合	1.9%	25.9%	31.5%	14.8%	13.0%	13.0%	100.0%

<表5 主訴別一時保護の状況>

主訴		R3件数	R4件数	R4割合
DV	夫等の暴力	46	38	77.6%
他暴力	デートDV	2	2	4.1%
	家族間の問題	4	5	10.2%
	その他の暴力	1	0	0.0%
ストーカー被害		0	1	2.0%
帰住先なし		1	1	2.0%
その他		0	2	4.1%
人身取引被害		0	0	0.0%
合計		54	49	100%

資料：県婦人相談センター調べ（表3~表5）

<sup>4</sup> 民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。民間シェルターでは、被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っている。

(2) 県男女共同参画推進センターの相談の状況

県男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の推進に資するため、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じています。また、配偶者暴力相談支援センターの機能も担い、DV相談にも対応しています。相談件数の推移は10,000件弱となっています。令和4年度の主訴別相談件数は、「こころ」の関係が20.3%と最も多くなっています。

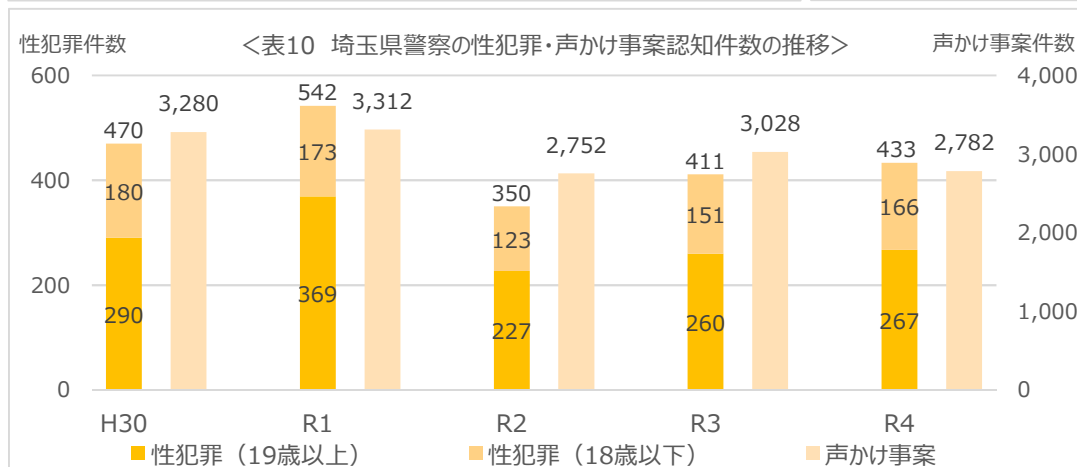
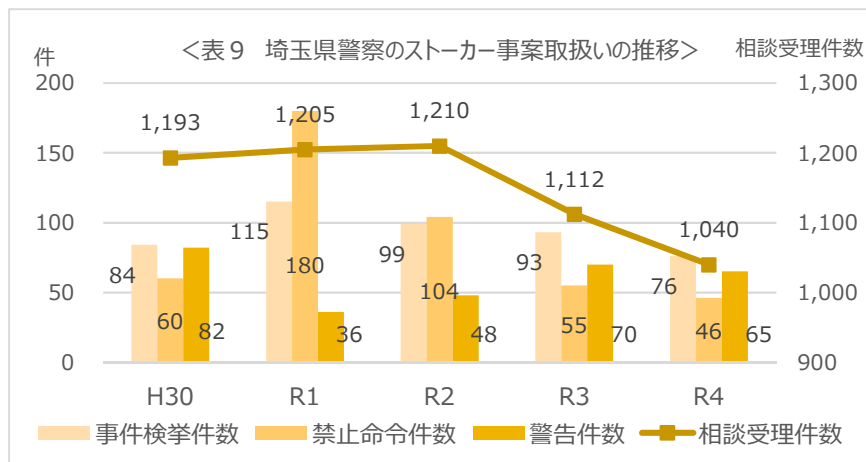
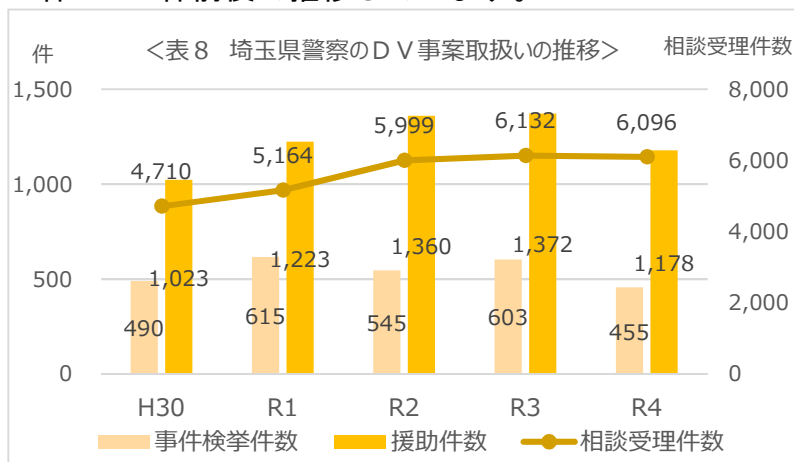
<表6 県男女共同参画推進センターの相談件数の推移>(単位:件) <表7 県男女共同参画推進センターの主訴別相談件数>

		H30	R1	R2	R3	R4													
電話相談		9,248	8,032	9,361	9,176	8,732		生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	DV	仕事	暮らし	その他	合計	
面接相談		37	46	62	38	18													
その他		268	310	312	319	373	R4	件数(件)	600	1,851	413	719	1,437	1,357	1,051	353	228	1,114	<b>9,123</b>
合計		<b>9,553</b>	<b>8,388</b>	<b>9,735</b>	<b>9,533</b>	<b>9,123</b>		割合(%)	6.6	20.3	4.5	7.9	15.8	14.9	11.5	3.8	2.5	12.2	<b>100</b>
							R3	件数(件)	573	1,367	482	862	1,620	1,467	913	381	235	1,633	<b>9,533</b>
								割合(%)	6	14.3	5.1	9	17	15.4	9.6	4	2.5	17.1	<b>100</b>

資料：県男女共同参画推進センター調べ（表6～表7）

### (3) 埼玉県警察における対応状況

DV事案取扱いの相談受理件数は、増加傾向にあります。ストーカー事案取扱いの相談受理件数は、過去5年間で1,000件を超える状況が続くなど、依然として高い水準で推移しています。性犯罪事案認知件数の状況は、400件～500件前後で推移しています。



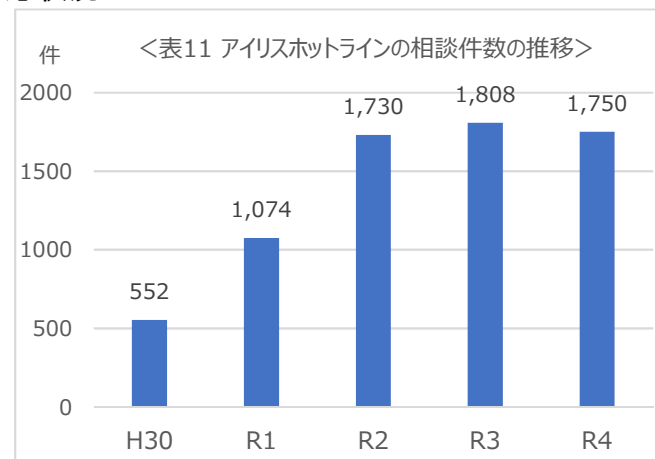
※性犯罪：強制性交等・強制わいせつ

※声かけ事案：子供に対し、犯罪には至らないが、「声をかける」「後をつける」等の行為

資料：令和5年度埼玉県警察 警察のあゆみ（表8～表10）

(4) 性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン<sup>5</sup>）の対応状況

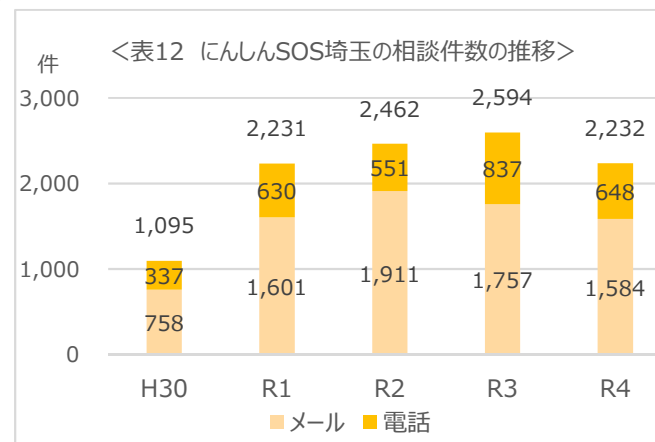
性暴力等犯罪被害の相談件数の推移は、増加傾向にあります。  
令和4年度の相談件数は1,750件で、ここ3年の相談件数は、  
1,700～1,800件前後で推移しています。



※平成31年4月から24時間365日電話相談対応を開始  
資料：県防犯・交通安全課調べ

(5) 予期せぬ妊娠に関する相談（にんしんSOS埼玉<sup>6</sup>）の対応状況

予期せぬ妊娠に関する相談件数は、2,000件台で推移しており、  
新型コロナウイルス感染症流行期に増加傾向が見られました。



※平成30年7月から相談を開始  
資料：県健康長寿課調べ

<sup>5</sup> 埼玉県、埼玉県警察、(公社)埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会が連携して運営している、性犯罪や性暴力にあわれた方の支援を行う相談電話。

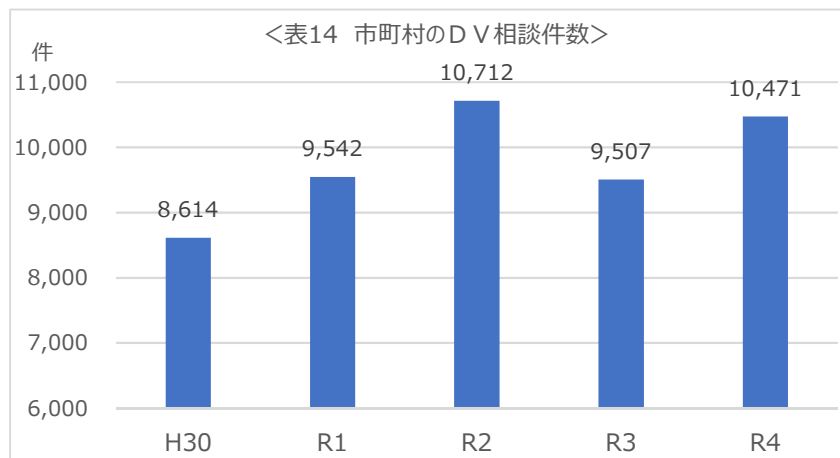
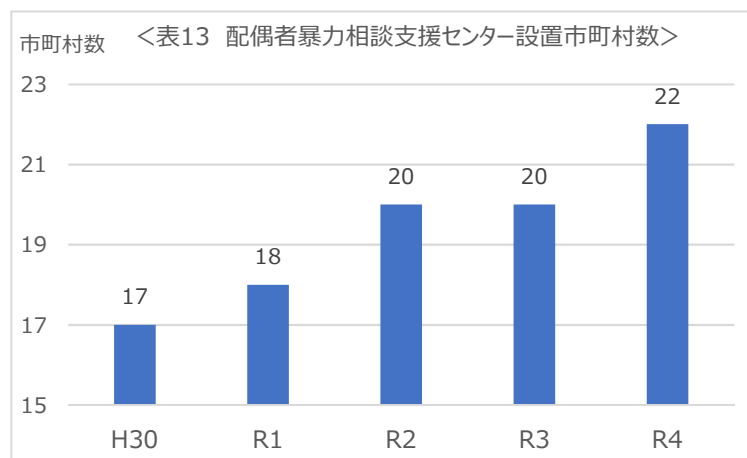
<sup>6</sup> 埼玉県が設置した思いがけない妊娠に関する電話・メール相談窓口。保健師・助産師・看護師、社会福祉士などの専門相談員が相談に応じる。

## 2 市町村・民間団体の状況

### (1) 市町村の状況

市町村は、DV被害者とその家族にとって身近な相談窓口となっており、県内全市町村においてDV相談に対応しています。また本県では、DV被害者とその家族にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続き等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進しており、令和5年4月1日現在、22市において設置されています。

旧売春防止法において規定される婦人相談員は、令和5年4月1日現在、17市に54人が配置され、DV被害者や要保護女子への相談等に対応しています。



資料：県人権・男女共同参画課調べ（表13～14）



## (2) 民間団体の状況

民間団体には、DV被害者等の支援を行う民間シェルター運営団体や、DV被害から逃れた母子向けの心理教育プログラムの実施団体、性犯罪を含む犯罪被害者支援団体、予期せぬ妊娠に関する相談支援団体などがあります。

そのうち、県内でDV被害者等の支援を行う民間シェルター運営団体の状況ですが、令和5年7月1日時点で4団体となっており、シェルターの運営や相談事業、同行支援等の支援を行っています。令和4年度における、相談対応件数は延べ約600件になっており、その相談内容の内訳はDV被害、生活困窮、家族関係等であり、相談者の年代は20代～50代と、幅広くなっていますが、9割超が女性となっています。また、①出張面談、②声掛け・夜間見回り、③ネットパトロールなど、④電話相談、⑤メールでの相談、⑥公的機関からの支援要請の対応等を行っています。

民間団体に対するヒアリング結果<sup>7</sup>からみた支援状況ですが、各支援団体が把握している支援対象者は様々な状況です。その中では、全体的にDV被害を受けている方の割合が高く、DV被害や暴力等が原因で精神的なケアが必要となっている、助けをうまく求められない、家庭環境等により基本的な生活習慣が身に付いていない、安心できる居場所が確保できていないなどの状況にあります。民間団体において、支援対象者との信頼関係を構築しながら、自立に向けてきめ細かな支援に尽力しています。

## 3 課題

### (1) 本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援

困難な問題を抱える女性が抱えている課題は、多様化、複合化、複雑化しており、課題解決には中長期的な支援が求められています。女性は性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすいことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。こうした状況を踏まえ、民間団体の支援者からは、民間団体との協働が重要なこと、支援対象者の意向に寄

---

<sup>7</sup> 計画策定に当たり、支援対象者が抱える様々な困難の現状や支援に向けた課題を把握するために、県が業務を委託している女性支援団体を対象に実施したヒアリング調査。調査対象は、シェルター運営4団体、心理教育プログラム実施1団体、性犯罪被害者支援1団体、予期せぬ妊娠に関する相談支援1団体の計7団体（令和5年7月：県人権・男女共同参画課）

り添いながら、各支援ステージにおいて、関係機関や団体が切れ目なく折り重なるように支援する必要性が指摘されています。本人の意向に寄り添い、県、市町村、民間団体、関係機関等が連携し、包括的かつ切れ目のない支援が求められています。

(2) 困難な問題を抱える女性が早期に発見され、必要な支援へ結び付けられること

困難な問題を抱える女性の多くが、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくく、潜在化しやすく、支援対象として見えていない状況にあります。できる限り早期に発見され、相談支援を行う窓口へつなげ必要な支援へと結び付けることが求められています。

(3) 一時保護委託の積極的な活用

県婦人相談センターの一時保護件数は減少傾向にあり、これは全国的な傾向になります（厚生労働省家庭福祉課調べ）。国の調査結果<sup>8</sup>によると、一時保護の同意が得られない理由として、「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」「携帯電話が使えない」など、入所後もこれまでの生活と変わらない生活を続けたいというニーズが伺われると指摘されています。また、基本方針では地方公共団体によっては支援対象者が配偶者暴力被害者等に限定されている場合があること、一時保護所への入所のハードルが高いことなど、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であることが指摘されています。支援対象者の意向に寄り添った支援を進めていく上で、一時保護に当たっては、本人の意向を丁寧に把握して対応するとともに、民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託の積極的な活用が求められています。

(4) アフターケアの実施に向けた体制の構築

県婦人相談センターにおいては、DV被害者の保護が中心となっていることから秘匿性を確保する必要があり、退所者へのアフターケアについては、市町村と連携しながら実施していますが、十分な状況にはありません。法においては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が支援の中核を担うことが求められており、今後、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が、退所後のアフターケアを適切に担うことができる体制を構築することが求められます。

---

<sup>8</sup> 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書」（平成30年3月、厚生労働省）

#### (5) 民間団体への運営支援

生活に困難を生じ緊急に避難する必要がある場合、避難先としての民間シェルターは避難者の生活再建などについてきめ細かな支援を実施しており、困難な問題を抱える女性の自立にとって欠かせない存在であり、法では都道府県や市町村に対する民間団体との協働が規定されています。他方、国の調査結果<sup>9</sup>によると、民間シェルターの運営に当たる民間団体は財政的基盤の脆弱性やスタッフの高齢化等による人的支援の不足などの課題を抱えていることが指摘されています。本県においても同様の状況にあり、民間団体への運営支援が求められています。

#### (6) 市町村の女性相談支援員設置体制の強化

法第11条第2項において、市町村に対し女性相談支援員配置の努力義務が示されました。多様な支援対象者にとって最も身近な相談先として市町村の女性相談支援員が大きな役割を果たしていくことが求められます。同条第3項では女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮することとされています。市町村における女性相談支援員の設置促進並びに、県はもとより市町村の女性相談支援員の資質向上が求められています。

---

<sup>9</sup> 「DV被害者等のための民間シェルター実態調査報告書」（令和4年5月、内閣府）

### 第3 計画の体系

目標 困難な問題を抱える女性の 人権が尊重され、女性が安心して、 かつ、自立して暮らせる社会の実現	基本目標	施策の方向性	推進項目
	基本目標Ⅰ  困難な問題を抱える女性への 包括的かつ継続的な支援	1 女性の人権を尊重する 県民意識の醸成	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 (2) 女性に対する暴力根絶のための意識啓発 (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 (4) 性暴力被害防止についての教育・啓発
		2 アウトリーチなどによる 早期の把握	(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実 (2) SNS等を活用した相談の実施 (3) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握
		3 支援のきっかけ作りのため の居場所などの提供	(1) 民間団体による居場所の提供の促進 (2) グループ相談会や各種講座などの実施
		4 相談支援の充実	(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実 (2) 県関係機関における相談支援の充実 (3) 市町村における相談支援強化への支援 (4) 民間団体における相談支援強化への支援
		5 一時保護の充実	(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施 (2) 一時保護委託の積極的な活用 (3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援
		6 医学的・心理学的な援助に よる被害回復支援	(1) 医療機関などの専門機関との連携支援 (2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施 (3) 民間団体と協働した心のケアの実施
		7 日常生活の回復の支援	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援 (2) 民間団体による継続的自立支援

目標 困難な問題を抱える女性の権利が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現	基本目標	施策の方向性	推進項目
	<b>基本目標Ⅰ</b> 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	8 同伴児童などへの支援	(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施 (2) 児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】 (3) 保育・就学・学習支援 (4) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援
		9 支援対象者に寄り添った自立支援	(1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定 (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】 (3) 医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】 (4) 被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】 (5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】 (6) 住宅の確保に関する支援 (7) 就業に関する支援 (8) 経済的な支援
		10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援 (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援 (3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】
	<b>基本目標Ⅱ</b> 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	1 支援の中核機関の機能強化	(1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実 (2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実 (3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上 (4) 女性相談支援員の連携強化
		2 民間団体との連携・協働の推進	(1) 民間団体との連携強化 (2) 専門的知見の活用・事業の協働実施 (3) 民間団体の育成・支援
		3 関係機関との連携体制の充実	(1) 県内の関係機関との連携強化 (2) 支援調整会議の設置促進 (3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供

#### 第4 計画の推進指標

基本目標	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
I	困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数	県民生活部	—	全市町村 (R8 年度末)	法第8条第3項に基づく基本計画を策定した県内市町村数。 市町村は、支援対象者にとって最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、県や他市町村、関係機関等と緊密な連携を担うことが求められることから設定。	県内全ての市町村において策定されることを目指し、目標値を設定。
	女性相談支援員配置市町村数	県民生活部	17市 (R5.4.1 現在)	27市 (R8 年度末)	法第11条第2項に基づき、女性相談支援員を配置した県内市町村数。 市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たし、適切な支援へつなげ、継続した支援を担うことから設定。	人口10万人以上の市に重点的に働き掛けることを目指し、目標値を設定。
	県男女共同参画推進センター支所における自立支援講座の実施回数	県民生活部	—	年50回以上	女性相談支援センターの一時保護施設及び女性自立支援施設が入所者向けに実施する自立支援講座の年間実施回数。 計画の目標を目指す上で、自立支援を着実に推進する必要があることから設定。	入所者が、様々な支援を受ける中、週1回程度の自立支援講座の受講を目指し、目標値を設定。

基本目標	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
Ⅱ	女性相談支援員などに対する資質向上研修の開催回数	県民生活部	—	年4回以上	女性相談支援員や行政機関の担当者を対象に、県が、資質向上を目指し実施する研修の年間開催回数。 女性が抱える困難な問題が、多様化、複合化、複雑化している中、支援を必要とする女性に寄り添い、適切な支援へ着実につなげていく上で、女性相談支援員などの資質向上が不可欠であることから設定。	四半期に1回程度の研修の開催を目指し、目標値を設定。

## 第5 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

法の基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、女性の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その早期の発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。

なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。

また、地域の関係機関等との連携・協働により早期から切れ目なく継続的な支援を提供します。

#### 【施策の方向性】

##### 1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成

女性は、女性であることにより性的な被害により遭遇しやすいこと、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、出産、育児により就業が途切れやすいといった状況があり、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。

その背景には、女性の人権の軽視、すなわち社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込みや偏見）があります。そこで、困難な問題を抱える女性への支援は、法の基本理念により「人権の擁護」、「男女平等」という視点により推進することが求められています。支援の推進に当たっては、女性の人権を尊重する県民意識の醸成は不可欠となっています。

そこで、固定的性別役割分担意識の解消や女性に対する暴力根絶、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利<sup>10</sup>の尊重及び性暴力被害防止に向けた社会的気運の醸成を図ります。

（推進項目）

（１）固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

①県男女共同参画推進センターを拠点とする広報・啓発活動

（県民生活部）

（２）女性に対する暴力根絶のための意識啓発

（県民生活部）

（３）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進

①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発

（県民生活部、保健医療部）

②妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発

（保健医療部、教育局）

③予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施

（保健医療部）

（４）性暴力被害防止についての教育・啓発

---

<sup>10</sup> 性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口 / 開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。



①性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実

(総務部、教育局)

②教員に対する研修の実施

(総務部、県民生活部、教育局)

③性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施

(県民生活部、警察本部)

## 【施策の方向性】

### 2 アウトリーチなどによる早期の把握

女性相談支援センター及び女性自立支援施設、女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組みます。入り口の段階では可能な限り幅広い者を対象とし、支援対象者の意向を十分に尊重し、適切な機関や団体等との連携を図ります。

(推進項目)

(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実

(県民生活部)

(2) SNS等を活用した相談の実施

①ウェブチャット及びインターネット相談の実施

(県民生活部、保健医療部)

(3) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握

①民間団体による出張相談の実施

(県民生活部)

## ②早期把握に向けた民間団体や関係機関との連携強化

(県民生活部)

### 【施策の方向性】

#### 3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供

困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、支援者と話したり、他の女性との交流などができるような場は、その後の支援につながる相談のきっかけ作りとして有効です。そのため、居場所の提供の促進を図ります。また、参加者が気軽に悩みを相談できるグループ相談会や各種講座等を実施します。

(推進項目)

##### (1) 民間団体による居場所の提供の促進

###### ①民間団体によるアットホームな居場所の提供

(県民生活部)

##### (2) グループ相談会や各種講座などの実施

###### ①グループ相談会の実施

(県民生活部)

###### ②女性向けセミナーの実施

(県民生活部)

### 【施策の方向性】

#### 4 相談支援の充実

多様化・複合化及び複雑化する困難な問題を抱える女性からの相談への対応に当たっては、本人の課題や背景などの内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針の検討などを進めることが求められます。

女性相談支援センターは支援の中核となる機関として、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図ります。また、市町村における相談支援の充実を図るため、法 8 条第 3 項で努力義務となっている基本計画の策定支援や、法 11 条第 2 項で努力義務となっている女性相談支援員の設置の促進を図ります。さらに、市町村・関係機関、民間団体の相談員やスタッフの資質向上を図ります。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実

①市町村、県福祉事務所や民間団体等との総合調整

(県民生活部)

②女性相談支援員などへの研修機会の提供

(県民生活部)

③関係機関と連携した支援対象者の自立に向けた支援の充実

(県民生活部)

(2) 県関係機関における相談支援の充実

①県福祉事務所の相談支援<sup>11</sup>の充実

(県民生活部、福祉部)

②性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）の相談支援の充実

(県民生活部)

③外国人総合相談センター埼玉<sup>12</sup>との連携

(県民生活部)

(3) 市町村における相談支援強化への支援

---

<sup>11</sup> 県福祉事務所に配属されている母子・父子自立支援員が相談支援を行う。

<sup>12</sup> 埼玉県が設置し、(公財)埼玉県国際交流協会が運営する外国人向けの相談窓口。やさしい日本語と 12 言語（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語）で電話・メールで生活相談を受け付けている。専門的な相談は関係機関を紹介する。公共機関や病院等における電話通訳も行う。

①市町村の基本計画策定の支援

(県民生活部)

②女性相談支援員配置への働き掛け

(県民生活部)

③市町村職員及び女性相談支援員への研修機会の提供

(県民生活部)

(4) 民間団体における相談支援強化への支援

①相談支援の資質向上を図るための研修機会や情報の提供

(県民生活部)

## 【施策の方向性】

### 5 一時保護の充実

一時保護を必要とする支援対象者が抱える課題に応じ、迅速かつ適切な保護を実施し、支援対象者が安定した状態で新しい生活の場に移行し、定着できるように関係機関との連携を強化するなど、体制の整備をしていきます。

また、女性相談支援センターによるアセスメントを通じ、支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況を適切に把握した上で、支援を適切に進めるとともに、県内外の民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託を積極的に活用します。

(推進項目)

(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施

①一時保護施設と市町村など関係機関との連携強化

(県民生活部)

②入所者及び同伴児童への心のケアの推進

(県民生活部)

③同伴児童への保育・学習支援の充実

(県民生活部)

④支援対象者の安全確保を図るための緊急一時保護の実施

(県民生活部)

⑤母子の状況に応じた母子緊急一時保護の実施

(福祉部)

⑥外国人の支援対象者に対し通訳や翻訳機械等を活用した一時保護対応の実施

(県民生活部)

⑦障害のある支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な障害者支援施設などへの入所支援

(県民生活部、福祉部)

⑧高齢の支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な高齢者施設などへの入所支援

(県民生活部、福祉部)

(2) 一時保護委託の積極的な活用

①民間団体支援専門員<sup>13</sup>による支援の参画など民間団体との連携強化

(県民生活部)

②一時保護委託施設への直接入所など支援対象者の利便性の向上を図るための支援の在り方の検討

(県民生活部)

(3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援

①市町村要保護児童対策地域協議会<sup>14</sup>を通じた支援

(県民生活部、福祉部)

---

<sup>13</sup> 民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する職員

<sup>14</sup> 児童福祉法に基づき設置される、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。

②子育ての悩みや家族からの虐待に関するSNS相談の実施

(福祉部)

【施策の方向性】

6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援

暴力等の被害や差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されます。医療機関などの専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、生活の中での被害回復に向けた中長期的に寄り添い続ける支援を行っていきます。

(推進項目)

(1) 医療機関などの専門機関との連携支援

(県民生活部)

(2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施

①女性相談支援センター及び女性自立支援施設での心理アセスメント及び心理的ケアの実施

(県民生活部)

②DV被害母子に対する心のケアの実施

(県民生活部)

③女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援

(県民生活部)

(3) 民間団体と協働した心のケアの実施

①民間団体による継続的自立支援

(県民生活部)

## 【施策の方向性】

### 7 日常生活の回復の支援

支援対象者は、サポートを受けながら、安全かつ安心できる環境下で生活し、被害からの心身の健康回復やその人らしい日常生活を取り戻せるように生活面におけるケアの実施などの支援を実施することが重要です。女性相談支援センター及び女性自立支援施設における自立支援の一環として対応するとともに、民間団体との連携を通じ、日常生活の回復を図っていきます。

#### （推進項目）

##### （1）女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援

###### ①個々の意向や状況に応じた入所に係る支援

（県民生活部）

###### ②生活再建に向けた支援

（県民生活部）

###### ③日常生活の回復に向けた退所後支援

（県民生活部）

##### （2）民間団体による継続的自立支援

###### ①個々の意向や状況に応じた継続的自立支援（相談対応・情報提供・同行支援・心のケアなど）

（県民生活部）

## 【施策の方向性】

### 8 同伴児童などへの支援

支援対象女性の同伴児童等に対して、情報の聞き取りを行った上で、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しつつ、学習支援・心のケア等の適切な支援を実施します。

(推進項目)

(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施

①DV被害母子に対する心のケアの実施【再掲】

(県民生活部)

②児童相談所による年齢や心理状態に応じた心理的ケア等の実施

(福祉部)

③児童相談所や児童福祉施設、関係機関が連携した施策の実施

(福祉部)

④保健所による子どもの心の健康相談事業の実施

(保健医療部)

⑤女性相談支援センター及び女性自立支援施設の入所者同伴児童への心のケアの実施

(県民生活部)

(2) 児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】

(3) 保育・就学・学習支援

①虐待やDVのおそれがある家庭の転居先保育所等の優先随時入所の実施

(福祉部)

②女性相談支援センター及び女性自立支援施設の入所者同伴児童への保育・学習支援の充実

(県民生活部)

③母子生活支援施設<sup>15</sup>における保育・学習支援

(福祉部)

---

<sup>15</sup> 児童福祉法に基づき設置される、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設。



#### ④就学に関する情報の提供

(県民生活部)

#### (4) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援

(県民生活部)

### 【施策の方向性】

#### 9 支援対象者に寄り添った自立支援

女性相談支援センターや市町村において、支援対象者の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、自立支援方針を検討します。また、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が自立支援計画を策定し、支援します。

#### (推進項目)

#### (1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定

(県民生活部)

#### (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】

(県民生活部)

#### (3) 医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】

(県民生活部)

#### (4) 被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】

(県民生活部)

#### (5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】

(県民生活部)

#### (6) 住宅の確保に関する支援

①母子世帯やDV被害者等に対する県営住宅入居申込時の優遇抽選<sup>16</sup>の実施

(都市整備部)

②DV被害者等を対象に県営住宅の一時利用による居住支援

(都市整備部)

③住宅確保支援

(県民生活部)

④生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給

(福祉部)

⑤母子生活支援施設への入所支援

(福祉部)

⑥民間ステップハウス<sup>17</sup>など民間施設の活用

(県民生活部)

⑦住宅確保要配慮者<sup>18</sup>に対する居住支援

(都市整備部)

## (7) 就業に関する支援

①配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供

(県民生活部)

②就業支援・職業訓練による支援(県女性キャリアセンター<sup>19</sup>・埼玉しごとセンター<sup>20</sup>・県立高等技術専門校)

(産業労働部)

<sup>16</sup> 住宅の困窮事情に応じて当選確率を高くする制度。

<sup>17</sup> DVからの避難の後、すぐに自立生活に移れない被害者が心のケアや自立の準備をするための、民間団体が運営する中間的な施設。

<sup>18</sup> 住宅の確保に特に配慮を要する者。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭など。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定義されている。

<sup>19</sup> 働きたい女性、働く女性を支援する就業支援施設。女性の仕事に関する相談やセミナー、業務体験、ハローワーク求人情報の検索・職業紹介を行っている。

<sup>20</sup> 武蔵浦和合同庁舎(ラムザタワー)に開設している総合就業支援施設。県が行う就職相談等のサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援をしている。令和3年4月に、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」から名称変更を行った。

③母子・父子福祉センター<sup>21</sup>による就業支援

(福祉部)

(8) 経済的な支援

①生活保護の適切な実施

(福祉部)

②児童扶養手当など子育てに関する経済的支援

(福祉部、保健医療部)

③各種福祉資金貸付制度の情報提供など経済的支援制度に関する活用支援

(県民生活部、福祉部)

【施策の方向性】

10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

女性相談支援センター及び女性自立支援施設を退所した支援対象者や同伴家族が、安定して自立した生活が営めるよう、退所後も市町村や関係機関と連携しながら継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行っていきます。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援

①電話によるフォローアップ相談の実施

(県民生活部)

②出張面談によるアフターケアの実施

(県民生活部)

---

<sup>21</sup> 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき設置される、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援

(県民生活部)

(3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】

(県民生活部)

## 基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、支援に関わる全ての関係機関や民間団体などと連携し、協働していくことが求められます。

支援対象者の意思を最大限尊重したきめ細かな支援を行うために、支援の中核機関である女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設の機能を強化するとともに、民間団体や関係機関と連携して最適な支援を提供できるよう、支援人材の育成やネットワークの構築など、支援体制を充実します。

### 【施策の方向性】

#### 1 支援の中核機関の機能強化

支援の中核を担う女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実を図るとともに、入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施し、自立の促進のための生活支援などを担う女性自立支援施設の支援機能の強化・充実を図ります。また、女性相談支援員の配置を促進するとともに資質の向上を図り、連携を強化します。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実

(県民生活部)

(2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実

(県民生活部)

(3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上

(県民生活部)

(4) 女性相談支援員の連携強化

① 県・市町村の女性相談支援員による定例連携会議の実施

(県民生活部)

## 【施策の方向性】

### 2 民間団体との連携・協働の推進

行政機関による困難な問題を抱える女性への支援に関する施策と、豊富な知見や経験を有する民間団体の支援のそれぞれの強みを生かした相互連携を進めます。埼玉県DV対策・困難な問題を抱える女性支援関係機関連携会議（仮称）<sup>22</sup>の実施などを通じ、体制の整備を推進します。また、各地域における支援の担い手となる民間団体が運営を継続するに当たっての支援や、人材育成の支援を行います

(推進項目)

(1) 民間団体との連携強化

① 埼玉県DV対策・困難な問題を抱える女性支援関係機関連携会議（仮称）における民間団体の参加促進

(県民生活部)

(2) 専門的知見の活用・事業の協働実施

① 民間団体スタッフを講師とする研修会の実施

(県民生活部)

(3) 民間団体の育成・支援

① 事業活動への支援

(県民生活部)

---

<sup>22</sup> 困難な問題を抱える女性及びDVの被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するために、被害者支援に関わる機関・団体等の連携を図るために設置される会議

②人材育成に関する支援

(県民生活部)

③民間シェルター等への支援

(県民生活部)

【施策の方向性】

3 関係機関との連携体制の充実

困難な問題を抱える女性への支援に向けて、県内の関係機関との連携の構築や、市町村における支援調整会議の設置促進を通じ、各々の連携・協働の体制の強化を図り、適切かつ円滑な支援につなげます。

(推進項目)

(1) 県内の関係機関との連携強化

①福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他の分野との連携の構築及び情報共有

(県民生活部、関係部局)

②暴力等による犯罪被害者支援について警察等との連携強化

(県民生活部、警察本部)

③性的な被害による緊急的な支援に備えた性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（アイリスホットライン）等との連携強化

(県民生活部)

(2) 支援調整会議の設置促進

①県における福祉事務所や関係部署、民間団体や関係機関などを構成員とする支援調整会議の設置

(県民生活部)

②市町村における福祉事務所や関係部署、民間団体や関係機関などを構成員とする支援調整会議設置の働き掛け

(県民生活部)

(3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供

①女性相談支援員や関係部署担当者、民間団体の専門的知識の習得及び資質向上を図るための研修の実施

(県民生活部)

②相互連携を図るための国のポータルサイトを活用した情報共有の推進

(県民生活部)

## 第6 計画の推進体制

### 1 総合的な基本計画の推進

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

埼玉県男女共同参画推進会議<sup>23</sup>とその実務を担当する幹事会などにおいて、本計画の推進、連絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。

(2) 埼玉県男女共同参画審議会の意見の反映

埼玉県男女共同参画審議会に本計画の進捗状況を報告し、意見を施策へ反映します。

### 2 県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター及び女性自立支援施設）による支援の推進

県男女共同参画推進センターは、支援の中核機関として関係機関と連携を図りながら最適な支援の実施を推進します。

### 3 市町村における推進体制の整備への支援

最も身近で様々な福祉制度の実施主体である市町村において、基本計画の策定をはじめ、女性相談支援員の資質向上などの取組が効果的に実施されるよう市町村における推進体制の整備を支援します。

---

<sup>23</sup> 本県における男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため設置された庁内推進会議。

#### 4 庁内外の関係機関との連携

庁内外の関係機関で構成する埼玉県DV対策・困難な問題を抱える女性支援関係機関連携会議（仮称）において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を図ります。



(参考資料) 主な関係機関の支援ネットワーク

